

1. 対応方針別表 1の該当部分

番号	1214
事項名	エアサスペンションを装着する車両の駆動軸重の上限の特例
規制の特例措置の概要	重量物輸送効率化事業(特定事業1205)においては、現在、軸重が車両制限令第3条第1項及び道路運送車両の保安基準第4条の2第1項に規定する値を超えない車両に限り特例措置の適用対象としているものを、特定事業1205の条件である「道路を適切に管理するための措置」が特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施される場合には、エアサスペンションを装着し駆動軸重が11.5トンとなる車両についても、特例措置の適用対象とする。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	重量物輸送効率化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	(1)特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け道路交通管理課長通達)等 (2)基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日付け自動車交通局長通達)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	(1)許可車両の許可限度重量は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める方法により算定する。 (2)基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。 長大又は超重量で分割不可能な単体物品(以下、単に「物品」という)を輸送することができる構造を有する自動車(けん引自動車を除く。) 以下略
特例措置の内容	(1)実施主体が道路法第47条の2の規定に基づき「特殊車両通行許可申請を行った際に、橋・高架の道路その他これらに類する構造の道路を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令第3条第1項に規定する値(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては11.5トン)を超えない車両で、かつ、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道庁管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合等には、必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること、車両の運行状況を道路管理者に報告すること等の道路を適切に管理するための措置が、例えば、各道路管理者と構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体との間で道路の管理に関する協定を締結すること又は措置の実施を特殊車両通行許可の条件とすること等により、構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量については「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。 (2)従前、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に道路運送車両の保安基準第4条に規定する車両総重量にかかる特例を受けることができたが、特区内においてはこれに限らず、特殊車両通行許可に係る上記の特例措置による特殊車両通行許可を受けることが確実にあることを道路管理者により確認された車両は、車両総重量にかかる当該基準の特例を受けることができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

下線部は1214により1205に追加される部分

1. 対応方針別表 1の該当部分

番号	1215
事項名	空き家の情報提供等の推奨に際しての宅地建物取引業法の適正な運用の明確化
規制の特例措置の概要	NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸借 売買の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨を明らかにする。

2. 基本方針中 「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	宅地建物取引業法第 2条及び第 3条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	宅地建物取引業を営もうとする者は、国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けなければならない。
特例措置の内容	NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸借 売買の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨を明らかにする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし